

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 生活保護法による医療機関の指定 (社会課)
 - 生活保護法による診療所の廃止 (〃)
 - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの (保険課)
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)
 - 被爆者一般疾病医療機関の名称の変更 (〃)
 - 土地改良区の役員の就任 (農村整備課)
 - 土地改良事業計画の変更の認可 (〃)
 - 土地改良事業の認可 (〃)
 - 土地改良事業の工事の完了 (〃)
 - 県営土地改良事業の工事の完了 (〃)
 - 保安林の指定の解除予定 (二件) (造林課)
 - 県道の路線の認定 (道路課)
 - 県道の路線の変更 (〃)

告 示

- 一般国道の区域の決定 (〃)
- 県道の区域の決定 (〃)
- 都市公園の供用の開始 (都市計画課)
- 都市計画の決定 (〃)
- 都市計画の変更 (二件) (〃)
- 開発行為に関する工事の完了 (〃)
- ◇ 教委告示
 - 鳥取県指定保護文化財の指定 (文化課)
 - 鳥取県指定史跡の指定 (〃)
- ◇ 公安規則
 - 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (外勤課)
 - 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◇ 人委規則
 - 職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告
 - 自衛官の募集 (消防防災課)
 - 警備員指導教育責任者講習の実施 (防犯少年課)

鳥取県告示第二百七十八号

生活保護法 (昭和二十五年法律第一百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 備 治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山根医院	境港市元町二二二	平成二年十二月二十七日
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一—二	平成三年一月二十一日
赤碓内科外科クリニック	八 東伯郡赤碓町大字赤碓一八四	"
麻木クリニック	一 鳥取市松並町二丁目五〇二—	"
中部薬局赤碓店	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四八一—	平成三年一月一日
医療法人社団岡空医院	米子市桃町一丁目二五	"
高野歯科医院	米子市東福原三七三	"
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾一九四四—二	"

鳥取県告示第二百七十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があった

ので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月二十六日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 備 治

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
宇山耳鼻咽喉科医院	鳥取市南町四〇一	平成二年六月十一日
石河内科医院	鳥取市元魚町一—二一九	平成二年十二月十八日
岡空医院	米子市桃町一丁目二五	平成三年一月一日
高野歯科医院	米子市東福原三七三	平成二年十二月二十七日
江尾診療所	日野郡江府町大字江尾一九四四—二	平成三年一月十六日

鳥取県告示第二百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のと

おり告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
地原歯科医院	鳥取市栄町六二六	平成三年一月二十九日

鳥取県告示第二百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
久野内科医院	米子市富益町二一六五―二	平成三年二月二十一日
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇―二	"
医療法人三好医院	倉吉市河原町一八〇九	"
歯科ノサカクリニック	米子市西福原一二二七―一	"
ひらばやし歯科クリニック	米子市夜見町二七八八―五	"
赤碓内科外科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四八―一	"
鳥取医療生協勝部診療所	気高郡青谷町大字紙屋六一四一―一	"
野坂医院巖分院	米子市蚊屋二八一―二	"
野坂医院	米子市上新印二五六―六	"
医療法人社団矢島医院	境港市新屋町一三二九―一	"
中部薬局赤碓店	東伯郡赤碓町大字赤碓一八四八―一	"

鳥取県告示第二百八十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関

の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 儔 治

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
三好医院	倉吉市河原町一八〇九	平成三年二月二十日

鳥取県告示第二百八十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 儔 治

変更前の名称	変更後の名称	所 在 地	変 更 年 月 日
柿坂医院	若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一	平成二年十二月二十五日

鳥取県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 儔 治

就任した役員の氏名及び住所

理事 黒 田 和 正 倉吉市鴨河内一二二七

平成三年三月十五日就任 任期平成六年四月九日まで

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町土地改良区が行う土

地改良事業（団体営は場整備事業上赤碓地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成三年三月二十二日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、名和町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業門前地区農道整備）を平成三年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
船岡町及び河原町	土地改良総合整備事業（地域改善） 新庄地区農用地造成	平成二年三月三十一日

鳥取県告示第二百八十八号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営は場整備事業八東地区第一工区は場整備 第二工区	昭和六十一年三月二十一日

用瀬南地区	第四工区	昭和五十九年八月三十一日
"	第五工区	昭和六十一年三月二十一日
"	第七工区	"
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 釜口・船岡地区農道整備		平成二年一月二十日
"		"

鳥取県告示第二百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字笏賀字花倉谷四六四・四六五の一・四六六（以上三
筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町生山字鐘楯山一九の一（次の図に示す部分に限る。）
一九の六から一九の八まで（以上三筆国有林）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
320	羽合東伯線	東伯郡羽合町	東伯郡東伯町	東伯郡北条町 東伯郡大栄町

鳥取県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

整理番号	267	旧新別	路線名	起点	終点	重要な経過地
		新	大栄赤碓線	東伯郡大栄町	東伯郡赤碓町	東伯郡東伯町
		旧	六尾赤碓線	東伯郡大栄町	東伯郡赤碓町	東伯郡東伯町

鳥取県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年三月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
一七九号	東伯郡羽合町大字田後字中ノ掛三 四九一三地先から同町大字久留字 樋ノ口下一八六一一地先まで		一〇・五 四〇・五	二、七三三・〇

鳥取県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年三月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 古 居 儔 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
大栄赤碕線	東伯郡大栄町大字大谷字浜ノ市 三三九四地先から同郡赤碕町大 字赤碕字ヲナカケ一〇八〇―二 地先まで	三・五 二四・〇	八、五四二・〇
羽合東伯線	東伯郡羽合町大字田後字二ノ内 河原三六五―一地先から同郡東 伯町大字槻下字五郎塚一五五五 地先まで	一〇・〇 三七・四	一一、五四三・〇

鳥取県告示第二百九十五号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年
 法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字宇野

三 区域

別紙図面のとおりとする。

四 供用開始の期日

平成三年三月二十六日

（「別紙図面」は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に
 供する。）

鳥取県告示第二百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、
 若桜都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のと
 おり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧
 に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 都市計画の種類及び名称

若桜都市計画公園 三・三・一号中之島公園

二 都市計画を定める土地の区域

八頭郡若桜町大字若桜字屋堂羅河原及び字中島

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 三・三・六号ニュータウン環状線

二 都市計画を変更する土地の区域

鳥取市紙子谷字門上谷及び海蔵寺字池ノ谷

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図面を公衆の縦覧に供する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・五・二号八屋円谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市大原字橋床並びに円谷町字東高殿及び西高殿
三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇
鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十二月十二日 鳥取県指令受鳥土維第五百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桂見字白田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町新通り二丁目二五一

有限会社鳥取住宅工業

代表取締役 森 泰造

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四
条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする
ので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

考古資料の部

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
栗谷遺跡縄文時代出土遺物一括			福部岩美郡福部村大字 村 字細川六六八	岩美郡福部村大字 湯山二一六四一六
一 土器類				六一
無文精製深鉢形土器	一箇			福部村歴史資料館
有文深鉢形土器	十四箇			
有文浅鉢形土器	二箇			
精製浅鉢形土器	二箇			
無文粗製深鉢形土器	十箇			
一 石器類				
石棒状石製品	一箇			
石鏃	百四十三箇			
石錐	四箇			
石小刀	二箇			
石匙	三箇			
異形石器	三箇			

楔形石器	四箇
調整石器	八箇
石鍬	二箇
打製石斧	十三箇
磨製石斧	五十六箇
砥石	十二箇
礮石錘	六十四箇
切目石錘	二十八箇
有溝石錘	九箇
敲石、磨石、凹石、石皿等	百十三箇
一 木器類	
杓子	五箇
籠	一箇
網代	四箇
もじり編み製品	三箇
すだれ状編物	二箇
異形木器	三箇
一 骨角牙器類	
絞齒製垂飾	一箇
附土器破片一括	
石器剥片、石核等一括	
人骨、獸骨、魚骨一括	
堅果類一括	
(昭和六十二年～平成元年度調査出土遺物)	

小札鋳留眉庇付青
 一頭福部岩美郡福部村大字岩美郡福部村大字湯山二一六四一六
 村字細川六六八
 福部村歴史資料館

鳥取県教育委員会告示第八号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をする。

平成三年三月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

史跡の部

名 称	所 在 地 又 は 地 域
山ヶ鼻古墳	鳥取市古海字釜ヶ谷一、〇一四番地の内、実測二一・六四二平方メートル
出上岩屋古墳	東伯郡赤碓町大字出上字岩屋畑三二〇番地の一
岩屋平ル古墳	西伯郡中山町八重字笠場谷六九二番一三
高田二六号墳	西伯郡名和町大字高田字屋敷四五四番地の内、実測八二・四八五平方メートル

公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県米子警察署の加茂町警察官派出所の項中「立町四丁目」の下に、「三旗町、義方町」を加え、同表の鳥取県米子警察署の旗ヶ崎警察官派出所の項中「上後藤、三旗町」を「上後藤一丁目、上後藤二丁目、上後藤三丁目、上後藤四丁目、上後藤五丁目、上後藤六丁目、上後藤七丁目、上後藤八丁目」に改め、同表の鳥取県境港警察署の昭和町警察官派出所の項中「上道町」の下に「の一部（市道灘道線以東）」を加え、同表の鳥取県境港警察署の日ノ出町警察官派出所の項中「蓮池町、浜ノ町、弥生町、米川町」を「上道町の一部（市道灘道線以西）」に改め、「芝町、清水町」を削り、同表の鳥取県境港警察署の日ノ出町警察官派出所の項の次に次のように加える。

外江町警察官派出所	境港市外江町	境港市のうち
		蓮池町、浜ノ町、弥生町、米川町、芝町、清水町、外江町

別表の鳥取県境港警察署の境港市外江町警察官駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年三月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ラッキーボーイ二	マルホン工業株式会社
	スーパードルフィン	
	ラッキーボーイ三	
	ルーキーデルタMH	株式会社ソフィア

ニューピンボールPー五	
サンダードラゴンEX	株式会社三共
ビッグポーカー	株式会社大同
マッドボーイDI	株式会社平和
バットマン	
バレリーナ	

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第二号

職務に専念する義務の特例に関する規則及び県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第一条 職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三 夏季における盆等の諸 一の年の七月から九月の期間

行事、心身の健康の維持及び増進 内における、勤務を要しない

又は家庭生活の充実のため勤務し 日及び休日を除いて原則とし

ないことが相当であると認められ て連続する三日の範囲内の期

る場合 間

第五条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、年次休暇の場合及び第三条第二十六号の三に定める場合は、

この限りでない。

(県費負担教職員の休暇に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県

人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 夏季における盆等の諸 一の年の七月から九月の期間

行事、心身の健康の維持及び増進 内における、勤務を要しない

又は家庭生活の充実のため勤務し 日、休日及び代休日を除いて

ないことが相当であると認められ 原則として連続する三日の範

る場合 囲内の期間

第六条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、年次休暇の場合及び第四条第二十八号の三に定める場合は、

この限りでない。

附 則

この報は、平成三年四月一日から施行する。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成3年度第1次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成3年3月26日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

- 1 採用する自衛官
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
(1) 男子 平成3年4月1日から同年6月30日まで
(2) 女子 平成3年3月1日から同年5月31日まで
- 3 試験期日
(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(2) 女子 平成3年6月7日

4 試験場

(1) 男子

ア 鳥取市鍛冶町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部

イ 倉吉市山根字早見田540-1 パールホテル内 自衛隊鳥取地方

連絡部倉吉募集事務所

ウ 米子市東町327古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務

所

(2) 女子

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

(1) 男子 募集期間中の毎月

(2) 女子 平成3年8月

6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験種目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）

イ 身体検査

ウ 適性検査

エ 口述試験

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する
警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成3年3月26日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

1 実施日時

- (1) 平成3年5月13日（月）から同月17日（金）まで
- (2) 時間 午前9時から午後5時40分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室

3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講手続

- (1) 受講申込書の受付期間
平成3年4月1日（月）から同月30日（火）まで（郵送の場合は、平成3年4月30日（火）までの消印のあるものは、有効とする。）
- (2) 受講申込書の提出先
〒 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署

1 県外に住所を有する者

鳥取県警察本部防犯部防犯少年課

(3) 提出書類

ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通

イ 写真

縦、横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けると。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料

31,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (1) 講習終了後に終了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課（電話0857—23—0111）にすること。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成3年度（平成3年4月から平成4年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じた定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成3年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

Ⓔ

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】